

広報

第 218 号

㊦ かわうち

平成 3年10月号

平成 3 年10月20日発行

愛媛県温泉郡川内町・編集 川内町総務課・電話66-2222 有線 2111・印刷 佐川印刷(株)



町の動き(10月1日現在)男4,958人(+9)女5,545人(+7)計10,503人(+16)世帯数3,275(+5)

() 内前月比

補正総額 三億四百七十七万四千円

向井川橋整備・茶堂団地建設など

平成三年度の九月定例町議会は九月二十五日開会し、消費税法の改正による使用料の改定、平成二年度決算、平成三年度補正予算など二十五議案等を審議しました。平成二年度一般会計及び特別会計の決算の認定については、特別委員会に審査を付託されましたが、その他の案件については、原案どおり可決し九月二十七日閉会しました。

一般会計

補正総額

三〇四、一〇三千元

累計総額

三、四六九、〇七六千元

主な補正の内容は次のとおりです。

○ 行政財産管理費

一、一五千元

○ 老朽化に伴う有線放送電話施設維持管理費

五、三五〇千元

○ 電子計算費（第三次システム導入）

四、五九八千元

○ 海上樋ノ口線測量設計委託料

五、五〇〇千元

○ 旧滑川清掃センター残灰、乾電池処分及び焼却炉解体整地

補正予算

向井川橋整備工事など、総額三〇四、一七四千元の補正総額となりました。



新しく自動車専用橋（幅員5m）が建設される向井川橋
今までの橋は、自転車・歩行者専用橋となる

9月25日
～
27日

工事費 三三、七八九千元

○ 川内町農産物加工特産品開発事業補助金ほか 一、二六八千元

○ 愛媛県高効率生産体制整備事業費補助金 三、三三二千元

○ 井内中野地区地質地下水調査業務及び測量設計委託料

八、一〇〇千元

○ 林業費（しいたけ生産活性化対策事業費補助金ほか）

三、八六四千元

○ 向井川橋整備工事関係係費

九四、五〇〇千元

○ 天神鳥の子、西中村西組線工事請負費 一〇、〇四〇千元

○ 住宅費（茶堂団地建設事業費ほか） 八〇、五九〇千元

○ 消防設備費（道向、狩場地区防火水槽工事費ほか）

九、一五一千元

○ 中央公民館冷暖房設備機械取

替工事費 三、七二八千円
 ○公共土木施設災害復旧費（狩場線ほか） 一〇、七一四千円
 ○農林水産施設災害復旧費 一五、六七七千円

簡易水道特別会計

消費税不足による補正額七一千円で、累計総額 一六四、〇七一千円

一般議案

消費税法の改正により、
 〔公共施設の使用料など〕
 引き下げ

使用料条例の改正

消費税法の改正により十月一日から幼稚園入園料、火葬料、町営住宅家賃を非課税化するほか、その他有線放送電話使用料などの公共施設使用料については、平成四年四月一日から消費税相当分を引き下げ、使用料等の適正化を図るものです。

（三年十月一日施行）

幼稚園使用料

一、〇三〇円→一、〇〇〇円

火葬料（町補助）

二、〇六〇円→二、〇〇〇円
 四、一二〇円→四、〇〇〇円



新しく建て替えられる茶堂団地

町営住宅家賃

区分		団地名		家賃	
第一種住宅	下沖	一号住宅から	一戸当たり一カ月	四、六〇〇円	
		八号住宅まで	一戸当たり一カ月	五、四〇〇円	
		一号住宅から	一戸当たり一カ月	六、二〇〇円	
		四号住宅まで	一戸当たり一カ月	六、六〇〇円	
		一五号住宅から	一戸当たり一カ月	六、二〇〇円	
	保免	二〇号住宅まで	一戸当たり一カ月	六、六〇〇円	
		一八号住宅まで	一戸当たり一カ月	九、七〇〇円	
		一号住宅から	一戸当たり一カ月	三三、〇〇〇円	
		八号住宅まで	一戸当たり一カ月	三、七〇〇円	
		四号住宅まで	一戸当たり一カ月	四、三〇〇円	
第一種住宅	下沖	一号住宅から	一戸当たり一カ月	一六、〇〇〇円	
		五号住宅まで	一戸当たり一カ月	四、三〇〇円	
		一号住宅から	一戸当たり一カ月	一六、〇〇〇円	
		五号住宅まで	一戸当たり一カ月	四、三〇〇円	
		一号住宅から	一戸当たり一カ月	一六、〇〇〇円	
	寺山	五号住宅まで	一戸当たり一カ月	四、七〇〇円	
		一〇号住宅から	一戸当たり一カ月	四、七〇〇円	
		一号住宅から	一戸当たり一カ月	五、三〇〇円	
		一四号住宅まで	一戸当たり一カ月	一六、五〇〇円	
		二二号住宅から	一戸当たり一カ月	一六、五〇〇円	
第一種住宅	保免	一九号住宅から	一戸当たり一カ月	八、〇〇〇円	
		二四号住宅まで	一戸当たり一カ月	八、三〇〇円	
		二五号住宅から	一戸当たり一カ月	八、三〇〇円	
		三六号住宅まで	一戸当たり一カ月	一、〇〇〇円	
		三七号住宅から	一戸当たり一カ月	一、〇〇〇円	
	天神	四八号住宅まで	一戸当たり一カ月	一四、〇〇〇円	
		四九号住宅から	一戸当たり一カ月	二六、〇〇〇円	
		九号住宅から	一戸当たり一カ月	二六、〇〇〇円	
		二八号住宅まで	一戸当たり一カ月	二六、〇〇〇円	
		茶堂南			

(四年四月一日施行)

有線放送電話使用料

電話番号一個につき毎月
八二〇円↓八〇〇円

単独回線一回線につき毎月
八、二四〇円↓八、〇〇〇円
電柱広告一本一件につき年額
五一〇円↓五〇〇円

放送料金

区分	放送の種類		金額
	商業放送	その他の放送	
一 加入者	商業放送	その他の放送	一、五〇〇円 五〇〇円
二 加入者以外の者で町内に住所を有する者	商業放送	その他の放送	二、〇〇〇円 一、〇〇〇円
三 加入者以外の者で町内に住所を有しない者	商業放送	その他の放送	三、〇〇〇円 一、〇〇〇円

中央公民館の使用料

使用区分	使用料		
	午前 午前九時～ 正午	午後 午後一時～ 午後五時	夜間 午後五時～ 午後十時
大ホール	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	四、五〇〇円
料理実習室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第一和室	五〇〇円	五〇〇円	一、五〇〇円
第二和室	五〇〇円	五〇〇円	一、五〇〇円
第三和室	五〇〇円	五〇〇円	一、五〇〇円
第一会議室	一、五〇〇円	一、五〇〇円	四、五〇〇円
第二会議室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第三会議室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第一学習室	一、五〇〇円	一、五〇〇円	四、五〇〇円
第二学習室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	三、〇〇〇円

区分	金額
第三学習室	一、〇〇〇円
美術工芸室	一、〇〇〇円
視聴覚室	一、〇〇〇円

川内中学校夜間体育施設使用料

五一〇円↓五〇〇円

川上小学校屋内運動場使用料

使用区分	使用料		
	午前 午前八時三十分 ～正午	午後 午後一時 ～午後五時	夜間 午後六時 ～午後十時
競技場全面利用の場合	六〇〇円	六〇〇円	八〇〇円
競技場二分の一利用の場合	三〇〇円	三〇〇円	四〇〇円
競技場二分の一利用の場合	三〇〇円	三〇〇円	一、五〇〇円

老人憩の家の使用料

二、〇六〇円↓二、〇〇〇円
三、〇九〇円↓三、〇〇〇円

生活改善センター使用料

特定個人のために使用する場合
一回一日につき
一、〇三〇円↓一、〇〇〇円

福祉館使用料

使用区分	使用料		
	午前 午前九時～正午	午後 午後一時～五時	夜間 午後五時～十時
教育娯楽室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円
会議室	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、五〇〇円

多目的集会施設の使用料

一、〇三〇円↓一、〇〇〇円

勤労者体育センター

使用料

区分	小競技場		大競技場		要
	部分使用	全面使用	部分使用	全面使用	
8時30分から12時00分	200円	300円	300円	300円	600円
13時00分から17時00分	200	300	300	300	600
18時00分から20時00分	300	400	400	400	800
20時00分から22時00分	300	400	400	400	800
8時30分から17時00分	1,000	1,500	1,500	1,500	3,000
	二階小競技場		一階大競技場		摘要

都市公園使用料

区分	使用料
売店その他これに類するもの	一件につき 五〇〇円
業として行う写真、映画等の撮影、興業	一件につき 一、〇〇〇円

改良が進む市場吉久線



○川内町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について

準則改正に伴う一部改正をするものです。

○農地農林業用施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部改正について

補助を受け、治山事業を行うための改正です。

○松山衛生事務組合規約の一部改正について

○松山養護老人ホーム事務組合規約の一部改正について

○松山広域福祉施設事務組合規約の一部改正について

以上三件の一部改正は、組合事務所を松山市役所から旧松山地方局に移転したための改正です。

○教育委員会委員の任命同意について

任期満了に伴う教育委員会委員に、佐伯清明氏(岡音田)を再任することに同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦について

任期満了に伴う人権擁護委員候補者に、大西良温氏(吉久)を、推薦(再任)することと同意しました。

○財産の交換について

旧林業試験場跡地と高速道路インターチェンジ周辺の側道用地を、町道用地として交換するものです。

○県営圃場整備事業に対する負担について

川内北地区県営圃場整備事業に要する事業費の一部を町が負担するものです。

○高速自動車道周辺整備対策事業保免農道改良工事請負契約の締結について

幅員 四メートル
改良延長 三一五メートル
舗装延長 三二〇メートル

三八、八三一、〇〇〇円

○平成二年度地方改善施設整備事業市場吉久線道路改良第一、二、三工区工事請負変更契約の締結について

第一工区

△ 七四四、〇〇〇円

第二工区

三四五、〇〇〇円

第三工区

三、一四二、〇〇〇円

それぞれの設計変更に伴い、請負契約を変更したものです。

○平成二年度川内町一般会計及び国民健康保険、老人保健、簡易水道の各特別会計決算の認定について

特別委員会へ付託し、審査することになりました。

このほか、第八次治水事業及び治山事業五箇年計画における投資規模の確保に関する発議二件については、それぞれ採択されました。

第18回文化祭開催

11月8日～10日

ご案内

広く町民に文化活動の機会と発表の場を提供し、文化活動への意欲的な参加を促すとともに、川内町の文化の創造と発展に寄与することを目的とした、第18回川内町文化祭が11月8日(金)から10日(日)までの3日間川内町中央公民館を主会場に開催されます。

期間中は、絵画、書道、写真、手芸、陶芸、生花、盆栽などの作品展示会が行なわれるほか、8日(金)には、文化講演会、9日(土)には、コンサート並びに素人のど自慢大会、10日(日)は映画会、芸能発表会、囲碁、将棋大会、句会、お茶会、バザーなど盛りだくさんの催し物を予定しております。

多くの皆さんのお越しをお待ちしております。

第3回白猪の滝まつり

11月3日

ご案内

四国の山々も紅葉に染まり、深まりゆく秋の1日を川内町白猪の滝まつりに、ご家族お揃いでお出かけ下さい。みんなが楽しめる催しを用意してお待ちしております。

◇とき 11月3日(日)

◇ところ 河之内間屋(なるべくバス便をご利用下さい。)

※営業所発・9時・10時30分

滝口発・15時

主な行事

餅まき、俳句会、おたのしみ抽選会、おにぎり無料サービス、農産物即売等

◇主催

白猪の滝まつり実行委員会



21世紀の

住みよいふるさとづくりのために……

川内町ふるさとづくり推進事業の募集について

ふるさとづくり推進事業は、二十一世紀の川内町を築くための住民活動や住民の学習活動を支援し、町の将来を背負う人づくりや、住みよい地域づくりを推進していくことを目的に、平成三年度から始められています。

TEL 六六一二二三二
内線 二八
有線 二二二

- ◎補助を受けられる方
採択基準にあてはまる住民の方であれば、どなたでも受けられます。団体、個人を問いません。
- ◎補助限度額
予算の範囲内で決定します。
- ◎申出期限
平成三年十一月三十日
- ◎提出先及び問い合わせ
役場総務課企画係

川内町ふるさとづくり推進事業補助金の手続き

補助を希望される方	町
① 計画書の提出	② 事業採択、通知
③ 補助申請書提出	④ 審査、決定、通知
⑤ 実績報告書提出	⑥ 審査、補助額決定、通知
⑦ 補助金請求書提出	⑧ 補助金交付

採択基準

ふるさとづくり推進事業としては、次のような事業が対象となりますが、いずれにしてもその事業が、地域に根づいた活力や資源を活用して、自主的な学習や活動を通じての地域の活性化を図り、潤いと活力ある川内町のまちづくりに寄与すると思われる事業が対象となります。

一ふるさとづくり推進事業

(一)地域リーダー育成事業

川内町が二十一世紀に向けて発展するために、地域のリーダーとなりうる人の学習活動、研修会、現地研修等

(二)産業育成振興事業

生産活動の向上、経営の安定化、就業の促進等が図られる次のような事業

- イ、特産品の試作、開発等の調査研究
- ロ、新規品種の導入、新技術経営導入等
- ハ、経営技術向上のための調査研究、研修等
- ニ、産業振興及び産業活性化を目的とするイベント等の開催事業

ホ、その他、町長が特に必要と認める産業振興事業

(三)郷土文化保存伝承事業

ふるさとの文化や伝統行事等を保存、伝承、及びまちづくりに寄与すると認められる行事などの開催等

(四)自ら行うふるさとづくり事業

地域、団体等(概ね十名以上の恒常的な組織等)の創意と工夫にもとづく自主的な諸活動による快適な生活環境の実現と、活力ある住みよいふるさとづくり等

(五)ふるさとづくりイベント等

開催事業

新しいふるさととのイベントまたは行事として、地域の活性化とコミュニティづくりに寄与するような行事

(六)地域間交流事業

新しい時代の潮流である国際化、情報化、高齢化、そして都市化の進行に対応したふるさとづくりに寄与する地域間の交流、そして、姉妹町のきずなをさらに深め姉妹町相互の発展と友好に寄与する交流

ひろい



町おこしの起爆剤に!!

木次町交流

和田丸有機グループ

代表者 本郷 茂孝さん(46)



どしどし利用を!!

ヨーロッパ農業研修

上砂 越智 俊充さん(39)

和田丸有機グループは、低迷しつつある地域農業に活路を見い出すため、14年前から13戸の農家が生協とタイアップして、有機野菜の栽培に積極的に取り組み確実にその成果をあげております。全会員が研究熱心で、毎年研修会現地視察などを行い消費者のニーズに応えた作物に努力しております。

今年の視察は、町の姉妹町でありまた、同じく全国有機野菜農業技術実証調査事業の指定を受けている木次町とのすばらしい研修交流を行いました。この交流に、今年度から町が実施している「ふるさとづくり推進事業」の補助金を利用させていただき、例年以上に有意義な研修ができたことに参加者一同喜んでおります。

町内の各グループ、サークル活動をされている皆さん、これからの町づくりの起爆剤にこの制度を活用しようではありませんか。

県の事業で行われた、若い農業経営者海外研修に9月9日から21日までの13日間参加しました。視察したのは、ヨーロッパ(ドイツ・オランダ・スイス)コースで若者及び関係者総勢20人が、各国の花き、野菜、酪農について研修を行い日本とは違った経営姿勢を学びました。

特に、国全体が環境問題を考えた農業に取り組んでいることに強く感動しました。

今回の研修に、町の補助制度を利用させていただいたことにお礼申し上げますとともに、町内の若い方々にどしどし利用していただき、見聞を広めていただきたいと思います。研修の報告は、またの機会にさせていただきます。

野鳥の“密猟”を防ぐ

かすみ網を

“全面禁止”

「捕獲」に加え「所持」「販売」「はんぶ」も

違法な野鳥の捕獲をなくすため、法律が改正され、九月十五日からは、かすみ網の使用だけでなく、鳥獣の捕獲を目的とした所持、販売や、はんぶも禁止になりました。

問い合わせ先

松山地方局林業課

TEL四一―一一一

(内線 二三七)



人権作文

不思議なじゅもん

西谷小学校五年 中西 貴子



雨あがり、地面の水たまりが光っている朝、「おはようございます。」とあいさつするわたし達の元気な声が、今日もあたり一面にひびきわたります。わたしたちの班は、近所のおじさんやおばさんに、よくあいさつができています。

今では、だれにでもあいさつができるようになったわたしも一年生のころは、全くあいさつができない女の子でした。上級生の人は、会う人、会う人に気持ちのよいあいさつをしているのに、わたしだけは、班長さんのかけにかくれて、下を向いてだまつたまま通りすぎて行きました。なぜなら、そのころのわたしはすごいはずかしがり屋で、出会う人の顔すら見る事ができなかつたからです。また、時々、あいさつをしようと思ったこともありましたが、そんな時は必ず口が言うことを聞きませんでした。

そんな自分を変えてくれたのは、同じ班にいた、六年生のお兄さんでした。ある日、いつものように班の中でただ一人、下をむいてだまりこんでいるわたしを見つけたお兄さんは、「あいさつをすると、とても気持ちが悪くなるよ。それに、あいさつをすると、相手の人も笑顔で返事をしてくれるよ。」とやさしく言ってくれました。わたしは、「本当にそうなのかなあ。」と思いつつも、あいさつをする

自信は全くありませんでした。しかし、次に出会ったおじさんに思いきってあいさつをしてみました。そのおじさんは、畑に出ていていそがしそうに仕事をしていました。「おはよう。みんな元気だね。」とにこつと笑顔で返事をしてくれました。お兄さんの言った通りでした。一年生のわたしは、うれしくつて、うれしくつてたまらなかつたのでしよう。結局その日は、出会った人みんなにあいさつをしました。その時からです。わたしがだれにでもあいさつができたのは。

「おはよう。おはよう。」とあいさつが返ってきます。この時、わたしは、とび上がるくらいうれしくなります。本当に気持ちの良い、一日の始まりになります。

わたしは思います。あいさつというのは、人と人との心を自然に結びつけてしまう不思議なじゅもんのようなだと。楽しい時も、悲しい時も、おこっている時、このじゅもんで心を結べば、みんな笑顔で生きていけるんじゃないかと思います。このじゅもんは、だれにでもできるかんたんなじゅもんです。でも、一年生のころのわたしのようにはずかしい心を持っていたり、自分のことばかり考えたりしていると、このじゅもんの使い手にはなれません。何も考えないで自然にあいさつができるようになれば、このじゅもんの本当の使い手になれるのです。

毎日、毎日、あいさつをしていると、その一言で、わたしはもう、どこの人とも友達になれたような気がします。それにあいさつをかわすと、自然とみんなの顔も笑顔になります。みんなが笑顔でくらせるなんて、なんてすばらしいことでしょう。わたしも、六年生のお兄さんのおかげで、このじゅもんの使い手になることができました。これからは、わたしがお兄さんのように、この笑顔になるじゅもんを、たくさんの人に教えてあげたいと思います。

高齢者の同和教育
についての意識調査

教育委員会事務局

今年七月十日、白寿大学で同和教育研修会を実施しました。

(映画)「部落差別のおこり」三巻を観賞したあと、意識調査を行い、次のような結果が出ましたのでご紹介します。解答者(三十三名)

- 一、部落差別を初めて知ったとき誰から聞きましたか。
 - A、家族から 二十人
 - B、友人から 九人
 - C、先生から 〇人
 - D、その他 四人
- この結果から分かるように、祖父母、父母、兄弟など

家族からまちがった言い伝えが多いように思われます。この結果から家庭での同和教育がどれほど大切であるかがおわかりのことと思います。

二、初めて知ったときの部落差別の起原はなんですか。

- A、人種起原 八人
- B、職業起原 七人
- C、宗教起原 十二人
- D、歴史的起原 六人

宗教起原、人種起原、職業起原のあやまった考えをもっていた人が八十二%もいたことがわかります。ここにも家庭教育で身についたことは、はなれにくいという結果が出ております。

三、部落差別は現在あると思いますか。

- A、ある 十五人
- B、ない 十五人
- C、わからない 三人

現在部落差別など、もうないと言われる人が多いようですが、実際調査してみると四十五%の人が現存していると答えています。この結果を見るとまだまだ同和教育の積

極的な啓発活動が必要だと思います。

四、同和教育地区別懇談会に参加したことがありますか。

- A、ある 二十二二人
- B、ない 九人
- C、参加したくない 二人

六十七%の人が参加してはいますが、残り三十三%の人に積極的な参加を呼びかけなければならぬと思います。

五、部落差別は、これからなくなると思いますか

- A、思う 十九人
- B、思わない。 七人
- C、わからない。 七人

半数以上の人は、部落差別はなくなると思っています。四十二%の人は、まだまだ続くものと思っています。

以上が、先ごろ行いました白寿大学での意識調査の結果です。行政の責任で解消しなければならぬこの同和問題、お年寄りの立場で正しく理解し、人生の大先輩として若い世代の先導者となつていただきたいものです。

川内の民話

その 39

大道寺八伽羅之介屋敷跡

お帳塚さん

滑川海上物語

倒れなかつた松の木

ふる里の記録より

イボトリ塚から百二十メートルほど行ったところに伊予鉄バスの停留所があり、その前の橋を渡つて少し行くと、「大道寺八伽羅之介」の屋敷跡がある。

昔、大道寺八伽羅之介という

お帳塚さん

大変強い人がいて、ある時、雷をかまえた。雷は大道寺家の下僕として働かされることになった。雷は仕方なく奉公していたものの、やつぱり天に帰りたくなり、ある

滑川の「かいもり」というところに、「お帳塚さん」といわれる塚石が立っている。かなり大きな塚であり、浅く彫りこまれた文字の感じでは、人の墓ではなさそうであ

る。これは、昔重税に耐えかねた農夫が、直訴するための連判状のようなものを、村役人に見つかつてはいけなないので埋めたものだといえられている。

倒れなかつた松の木

バス終点の駐車場に一つのない不思議な話が残っている。「三日三晩倒れなかつた松」が生えていたということだ。それはここにずいぶん大きな松の木があつて、村の人は「天狗のつまり木」と言っていた。しかし、松は次第に大きくなり、田畑の日陰になるので伐る話になつたが、村人の中には伐る者がなく、他所から伐る名人を雇つて、この木を伐り倒すことを請け負わせた。木こりは三か所に受け口を入れて伐つたがどうしても倒れず、遂に発狂して死んでしまつたという。

結局、この松の木は松山の太山寺再建の用材に使用され、それが記録に残されているという。



お帳塚さん

婦人会 だより

命はひとつ

平成二年の交通事故統計を見ると、日本での一年間の死者は一一、二二七人もいます。川内町の人口を八〇〇人も上回る尊い命が毎年失われているのです。

また川内での事故は八八件、毎月、七件の事故が発生している事になります。

なぜ、どうして、命はひとつなのに…。

少しでもお役に立てればと思い、秋の全国交通安全運動期間中の九月二十四日に、国道十一号線土谷にて県警と交通安全協会の協力を得て、婦人会の役員で交通茶屋を開きました。

ドライバー一人一人に、交通安全のチラシと、婦人会からは「命はひとつ」の手紙をそえてささやかな土産品を手渡し、「お

気を付けて…」と声を掛け、安全運転をお願いしました。

なかにはシートベルトをしていないドライバーもいました。交通茶屋では一時停止をした時、声を掛け、着用して頂きました。シートベルトは安全運転をするための、一つの必要条件です。どなたも、忘れず、シートベルトの着用をと痛感しました。

その日、とても残念に思えた事は、国道端のごみや、たばこの吸がら・空き缶の多い事でした。こんなにと驚きました。

二、三年後には、川内町に高速度路のインターチェンジができます。そうして日本各地から大勢の人達が川内町内を通行する事になります。

自然美ある川内町を保つためにも皆様のご協力を得たいものです。そうして私達のできる事から実行しなければと思えます。

例えばご主人の車にも、息子さんや娘さんの車にも、お母さんの車にも、常時ゴミ袋を備えてつけてみませんか。ゴミは家庭

カメラ レポート

9/21川上農協若妻会と農協婦人部による米消費拡大と交通安全推進を目的に行われた交通茶屋



10/14第11回獅子舞競演会

惣田谷保存会 和田丸保存会 前松瀬川保存会
井内保存会 南方西保存会 土谷保存会
北方保存会 (中学生、大人) 保免・一ヶ谷保存会
永野保存会

10/14川内保育園児手作りみこしかきくらべ





に持ち帰って、お手数ですが、分別してゴミの日に出して下さい。一人一人の小さな努力が、自然保護環境美化につながります。

ドライバーの皆さんが不用意に捨てた空き缶や空きビン一つで、自転車やミニバイクが転倒し、けがをする事だってあります。ルールやマナーを守って、思いやり運転をお願いします。

ドライバーの方だけでなく、車社会、歩くあなたもその一人の標語のように、歩いている時も自転車の時も、安全にルールを守って、みんなで命を大切にいたしましょう。

婦人会

きれいな水に(その1)

どの家庭でも、ごく当たり前で使用している食用油を大さじ一杯、何気なく流しに捨てる、魚が住めるようなきれいな水になるには、ふろおけ十杯分(約三トン)の水が必要だとか。大変です。皆んなでちよつと気をつけてみませんか。

○てんぷらを揚げた後、いため物に使うなど出来るかぎり使い切るようにしましょう。

○流しに捨てないで、新聞紙などに染み込ませて燃えるゴミに出すようにしましょう。

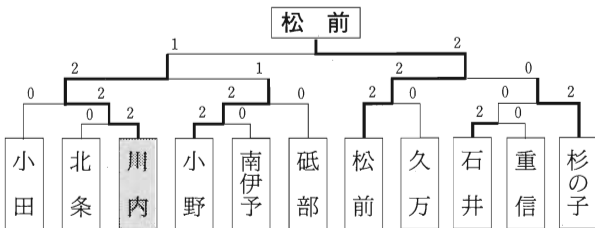
○食器などについた油は、紙でふき取ってから洗おう。

愛媛スポーツレクリエーション祭'91

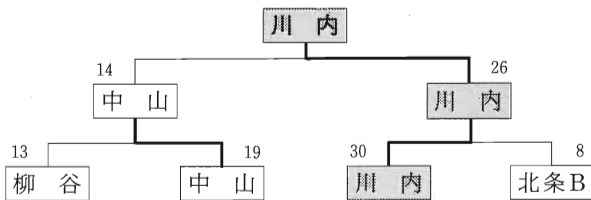
9/29 松山地方大会結果

10/16川上小学校6年生(115人)による体験学習(稲刈り)

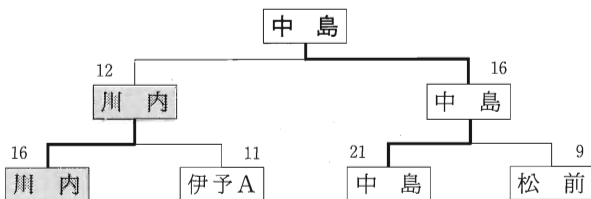
◎ バレーボール女子2部



◎ クロッカー 老年2部



◎ クロッカー 一般



平成4年度

川上・東谷・西谷 幼稚園児募集

11月1日から受付



川上・東谷・西谷幼稚園の入園願書の受付を次のとおり行います。期日までに手続きを済ませてください。

(入園該当児)

昭和六十二年
四月二日から昭和六十三年四月
一日生まれの四歳児

昭和六十一年
四月二日から昭和六十二年四月
一日生まれの五歳児

(募集期間)

十一月一日(金)から十一月十日(月)まで

(申込方法)

各小学校児童を通じて、入園願書その他関係書類を該当児のいるご家庭にお届けします。入園を希望される方は、募集期間内に各幼稚園へ申し込んで下さい。

なお、入園通知・保育時間など詳細につきましては、各

幼稚園からそれぞれ通知します。

お問い合わせは、各幼稚園へ。

川上幼稚園 六六一三七五五

(月) 五二五三

東谷幼稚園 六六一三七〇八

(月) 二五三二

西谷幼稚園 六六一二〇八八

(月) 三二〇七



平成4年度

川内保育園 入園児募集

12月1日から受付

(入園資格)

町内に住んでいる就学前の幼児で母親が職業を持つていたり、妊娠中であるか出産後間もない場合、疾病等の状態にある同居の親族を常時介護しているしているなどのため家庭において保育に欠けると認められた場合等。(二歳半以上)

(申し込み方法)

十二月一日から来年一月十一日までの間に福祉課へ申し込んで下さい。入所申請書等必要書類は福祉課に備え付けています。

(入園通知)

面接などさせていただいた後、入園通知をします。(保育料については、四月に通知します。)

(保育時間)

午前八時から午後四時まで(土曜日は正午まで)ただし、町長が特に必要があると認めるときは、午前七時三十分から午後六時までであります。(なお土曜日は午後一時までとします。)

お問い合わせは、福祉課まで、

NTT 六六一二二二二
(月) 二二三三



新刊図書のお知らせ

読書の秋がまいりました。十月二十七日より読書週間が始まります。この秋は読書に親しみを持ちたいものです。今年度も、絵本・児童図書を含めて、三百九十冊余の新刊書がはいりました。一人でも多くの方のご利用をお待ちしています。

松風の家

宮尾登美子

都市計画変更案の縦覧について

松山広域都市計画道路路三・三・六 勝山町則之内線 (十一号バイパス) の変更案を次のとおり縦覧します。(三・三・六は路線番号)

ワルシャワの燕たち 五木 寛之
心をこめて家族の時間 木村 治美
あなたに褒められたくて 高倉 健
上海の長い夜 鄭 念

篠原成子訳

図書室では、午前九時より午後四時半まで。土曜日は、午前九時より正午まで。日曜日・祝日も午前九時より午後四時半まで閲覧、貸出しをしています。ただし、第二と第四の火曜日

は図書整理のため休室です。なお、次の方々より蔵書の寄贈をしていただきました。厚くお礼を申し上げます。

高須賀 永野

大西 美保 保 免

菅野 竜子 道 向

池川 蛸谷 和 田 丸

大西 保 保 免

本 田 宗 一 下 之 町

近藤 スズ子 西 組

和 田 義 雄 曲 里

酒井 キヨ子 下 之 町

(敬称略)



【場所】

○愛媛県都市計画課 (県庁第一別館三階)
TEL 四一—二二—

○川内町役場総務課

TEL 六六—二二—
(有) 二二—

【期間】

○平成三年十一月一日(金)～十五日(金)までの午前八時三十分～午後五時まで。

○土曜日は正午まで。日曜日・祭日と第二土曜日は除きます。

※お問い合わせは、役場総務課まで。

建築士の

「住所等の届出」について

県では、建築士法に定める建築士の住所等の届出が十分でないため、建築士会の協力を得て、届出制度の周知を図るとともに次のとおり届出の徹底を指導しています。

月まで

(届出書(ハガキ)配布場所及び提出先)

松山地方局建設部建築指導課

TEL 四一—二二—

愛媛県建築士会松山支部

TEL 四五—四八〇八

平成三年十月から平成四年三月

【指導期間】

家族教室のご案内

精神障害者の家族の皆さん

悩みをうちあけたり勉強してみませんか

〈内容〉

講師を招いてのお話

病気を正しく理解するため

に研修を行います。

家族同志の交流

お互いの苦勞を話し合った

り、経験から得たことを出し

合ったりしながら、お互いの

交流をはかります。

個別相談

医師や保護婦が相談に応じ

ます。

〈開催日程〉

十一月一日(金)

午後一時三十分～三時三十分

〈講演〉

「病気の理解と薬について」

愛大医学部精神神経科

中城先生

〈場所〉

川内町健康センター

詳しいことは健康センター

までお問い合わせ下さい。

TEL 六六—二一九一

(有) 五八三三

救急診療

開始のお知らせ

愛媛大学医学部附属病院

愛媛大学医学部附属病院は、十月四日より救急告示病院となりました。附属病院では、これまで県内のいろいろな病院から送られた患者さんに専門的な救急医療をしてきました。さらにこれからは、第三次の救急医療を担当する機関として、地域の開業医あるいは医療施設からの紹介患者を診療することを基本とし、また東温消防署の救急車に収容された人のうち、特に高度な医療が必要な患者さんは、附属病院で対応いたします。しかし、救急部発足にあたり、担当の医師は三名、専用の病床は二床のみで、まだまだ十分な受入れ体制はできていません。地域の医療機関や消防署と協力して、町民の皆さんが安心できる救急体制を作っていきたいと思えます。皆さんも温かい目で応援をして下さい。

税のおはなし

台風の被害を

受けられたかたへ

今回の台風で被害を受けられた納税者の方には、被害の程度に応じて所得税などの軽減が次のように取り扱われます。

なお、手続きなどの詳しいことについてはできるだけ早い機会に、税務署又は税務相談室にご相談ください。

◇申告や申請などの延期……

被害を受けられたかたは、税務署に出す申告書や申請書のほか届出などの書類や、税金を納めることが期限内にできない場合には、二か月まで期限の延長ができます。

◇災害減免と雑損控除……

災害により「住宅」や「家財」に損害を受けた場合の減税には次の二つの方法があり、どちらか有利な方法を選ぶことができます。

○雑損控除による場合

災害による損害額が、その年の所得総額の十分の一を超える部分の金額については、これを所得の総額から控除することができま

す。なお、三年間繰り越して控除をうけることができます。

また、予定納税額のあるかたは第二期分について減額申請ができます。

○災害減免による場合

この方法は、住宅や家財が半分以上の損害をうけ、しかもその年の所得が六百万円以下の場合にその年の所得税について、次のような免除または軽減がうけられます。

- ・所得総額が三百万円以下の場合……全額免除
- ・所得総額が三百万円を超え、四百五十万円の場合……半額の軽減

・所得総額が四百五十万円を超え、六百万円以下の場合……四分の一軽減

◇事業用資産の損害がある場合

商業用資産の商品や原材料などのたな卸資産、店舗、工場、倉庫、機械設備などにうけた損害額は事業所得を計算する場合に必要な経費となります。

◇給与所得者（サラリーマン）

の場合は源泉所得税の徴収猶予や今年になって納付した源泉所得税額の還付をうけることができます。

◇相続財産等について災害をうけた場合には、相続税等が軽減されます。

減税されます。

◇納税は猶予されます。

○所得税などの国税は、納税者の申請書で納税の猶予が認められます。

○納税の猶予は、納税の期限を延ばす申請をしているかたでも猶予ができます。この場合は、延長している期限の翌日から納税の猶予ができます。

年金あれこれ

ご存じですか？

国民年金制度

推進月間

今月は「国民年金制度推進月間」です。

昭和六十一年に改正された「国民年金制度」は、すべての国民に共通の年金を支給するという「基礎年金制度」が導入され、また平成三年四月からこれまで任意加入だった学生も、二十歳になったらすべて国民年金に当然加入となるよう改正されました。

今、日本は世界に例をみない速さで高齢化が進んでいます。

10月健康センターだより

1日(火)	母親学級(第1回)	(センター)
2日(水)	結果報告会	(センター)
3日(木)	結果報告会	(センター)
4日(金)	結果報告会	(センター)
〃	こころの健康相談	(センター)
8日(火)	母親学級(第2回)	(センター)
〃	結果報告会	(センター)
9日(水)	結果報告会	(センター)
〃	健康教育	(センター)
11日(金)	結果報告会	(センター)
16日(水)	ポリオワクチン服用	(センター)
21日(月)	ヘルス事業	(奥松瀬川公民館)
22日(火)	母親学級(第3回)	(センター)
〃	栄養学級(第5回)	(センター)
24日(木)	1歳半健康診査	(センター)
〃	新三種混合予防接種	(センター)
25日(金)	育児学級	(センター)
26日(土)	男のための料理教室	
30日(水)	三種混合予防接種	(センター)
31日(木)	ファミリー健康相談	(北方公民館)
毎月曜日	不用犬買い上げ	(センター)
毎水曜日	健康相談・栄養相談	(センター)
	母子手帳交付・妊婦健康相談	(センター)
	機能回復訓練事業	(ガリラヤ荘)
当番医		
6日(日)	渡部内科(南梅本町)	75-2232
10日(木)	国立療養所愛媛病院(横河原)	64-2411
13日(日)	上岡小児科(北梅本町)	76-8000
20日(日)	八木耳鼻咽喉科皮フ科(牛淵)	64-5400
27日(日)	十全医療学院付属病院(南方)	66-5011

(一)不用犬は、買上げをしております。
 ・どうしても飼いつづけれなくなつた場合は、健康センターへ持参して下さい。
 三、犬の習性などをよく理解し、適正な飼育管理に努め、他人に迷惑をかけないよう心配りをしましょう。
 (一)根気と愛情をもって、よいしつけをしましょう。
 (二)犬小屋及びその周辺はいつも清潔にしましょう。
 (三)汚物「フン」等で道路、公園など公共の場所を汚さないようにし、環境の美化に

努めましょう。
 四、犬には表示をしましょう。
 (一)犬の首輪には、犬の鑑札・注射済票を必ずつけて下さい。
 (二)門戸の見やすい場所に「飼犬飼育管理の証(犬の鑑札と一緒に渡してあります)」を掲示して下さい。
 五、犬の登録(鑑札)と狂犬病予防注射を必ず受けましょう。
 諸外国では、狂犬病が発生しています。
 (一)生後九十一日以上の犬は、毎年一回、登録と予防注射を必ず受けなければなりません

せん。まだ、受けていない方は、健康センターまでお問い合わせ下さい。
犬飼いの七訓
 一、安易な気持ちで飼うな、死ぬまで飼う覚悟を
 二、運動、散歩はヒモつきで
 三、「フン」の始末は飼い主の責任
 四、あなたには愛犬でも、他人には邪魔もの
 五、可愛い子犬も、末には猛犬
 六、安易な同情、犬害のもと
 七、子供にも、犬の正しい飼育方を教育を

戸籍の窓

お誕生おめでと〜ございませう

(八月分受付 敬称略)

住 所	保 護 者	続 柄	名 前	生 年 月 日
宮 東	長 山 成 宏	三 男	隼 人	3・8・24
横 灘	仙 波 頼 男	二 女	まり 菜	3・8・13
川内マシヨシ	倉 田 明 彦	二 女	麗 奈	3・8・13
徳 吉	藤 田 良 記	長 女	弘 美	3・8・7
中 之 町	田 中 宏 孝	長 女	舞	3・8・7
和 田 丸	長 山 敏 行	長 男	直 樹	3・8・5
◎音 田	菅 野 林 次	長 女	夏 美	3・7・30
板 戸	佐 賀 栄 次	長 女	しおり	3・7・26

ごめい福をお祈りいたします

住 所	氏 名	年 齢	世 帯 主	死 亡 年 月 日
ガリラヤ荘	高須賀スミエ	83	高須賀 馨	3・8・2
ガリラヤ荘	中村 タマヲ	88	中村 タマヲ	3・8・6
徳 吉	大野 繁 美	58	大野 繁 美	3・8・10
宮 東	松本 イセノ	84	松本 イセノ	3・8・23
ガリラヤ荘	田本 繁 美	85	田本 繁 美	3・8・21
ガリラヤ荘	森田 セツ	98	森田 セツ	3・8・29

川内吟社
九月例会蝸谷選



ヒマワリ

昼の顔夜の顔あり夜学生
熊田 慶一

老生の鈍根光る夜学かな
宮内 竹仙

法師蟬遠きが鳴けば近き木も
大山 祐秋

校門へ夜学のバイクあわただし
高瀬 照幸

浪人の椅子の軋みや夜学の灯
楠 治子

稻雀渦となりつつ沈みけり
戒能 芙沙

口ずさむ小学唱歌花野かな
近藤 乙鳥

川柳
九月例会もずく吟社

下手でよし面白く見る素人芸
胡 舟

かき氷指で押さえて盛つていき
深 舟

目玉商品やつぱり釣られた顔に
ひる志

夜学生に防犯灯の影さみし
池川 水穂

転臭のそれぞれあるや夜学生
小倉 静波

志望校胸に秘めたる夜学かな
高須賀清江

山寺に人の住むらし干しあずき
田中 乃武

還暦を迎へて夜学卒業す
中川 蛭舟

屋根越ゆる百の羽音や稻雀
高須賀茅花

稻雀降り立つ岫のみのりかな
渡部 那美

山鳩の四五羽来てをり小豆引く
大西 律子

小豆挽く母はいよいよ小さくな
池川 蝸谷

無責任下手でいいからやれと言
十 歩

極道の末は短い指を持ち
一 裳

十月例会案内
十月五日(土)午後七時三十分
中央公民館第三会議室
題 ①母 ②幸せ ③薬
皆様のご参加をお待ちしており
ます。



炊き込みご飯

炊き込みご飯は、季節感あふれる料理です。ツクシやタケノコなど、四季の彩りがご飯に入っているのは、見ているだけでも楽しいもの。特に季節の食べ物が豊富な秋は、さまざまな旬を味わうことができます。

て炊き込んだりします。これらも、いまでは健康食品として喜ばれています。また、炊き込みご飯のなかでも、いろいろな具を入れた五目飯は、栄養のバランスがよいので、家庭料理のお勧めメニューです。

ところで、食事の栄養バランスですが、最近の日本人の食事は、魚や海藻などの水産物の割合が減ってきています。十月は「魚食普及月間」です。秋から冬にかけては、魚のおいしい季節。成人病などを予防し、健康を保持・増進させる食品として見直されている魚介類に、もっと親しんでみたいものです。

